

第10回会議 **提案事項** 別紙

西伯町・会見町合併協議会

平成15年8月27日

2 町の施策の調整方針について（住民福祉部会 健康対策業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 予防事業				
（担当課） （根拠法令）	<p>個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金なし ・対象 予防接種法による 麻疹(12ヶ月～90ヶ月児1回接種) 風疹(12ヶ月～90ヶ月児1回接種) 日本脳炎(6ヶ月～90ヶ月児未満3回接種・9歳～12歳未満1回接種・14歳・15歳1回接種) 三種混合(3ヶ月～90ヶ月未満4回接種) 二種混合(11歳・12歳1回接種) ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	<p>個別接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金なし ・対象 予防接種法による 麻疹(12ヶ月～90ヶ月児1回接種) 風疹(12ヶ月～90ヶ月児1回接種) 日本脳炎(6ヶ月～90ヶ月児未満3回接種・9歳～12歳未満1回接種・14歳・15歳1回接種) 三種混合(3ヶ月～90ヶ月未満4回接種) 二種混合(11歳・12歳1回接種) ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	なし	<p>健康対策業務については、16年度は各町の例により17年度から調整方針に基づいて統一する。</p> <p>両町の制度を継続する。</p>
（担当課） （根拠法令）	<p>個人負担金あり インフルエンザ 1,000円(非課税世帯・生活保護世帯無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 予防接種法による (原則65歳以上希望者) ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	<p>個人負担金あり インフルエンザ 1,000円(非課税世帯・生活保護世帯無料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 予防接種法による (原則65歳以上希望者) ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	なし 個人負担額は西部町村会・西部医師会で決定されているため変更できない。	両町の制度を継続する。
（担当課） （根拠法令）	<p>中学3年生インフルエンザ (中学3年生希望者2回)負担金なし 保護者の同意書あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	実施していない	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例によるが、負担金を取ることとする。 費用の1割負担とする 別紙
（担当課） （根拠法令）	<p>集団接種 ポリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金なし ・対象 予防接種法による (3ヶ月～90ヶ月児2回接種) ・実施回数 4回 	<p>集団接種 ポリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担金なし ・対象 予防接種法による (3ヶ月～90ヶ月児2回接種) ・実施回数 4回 	なし	両町の制度を継続する。

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
結核予防 (担当課) (根拠法令)	ツベルクリン反応(ツ反)検査 ・個人負担金 なし ・対象 結核予防法による ・3ヶ月～48ヶ月児1回	ツベルクリン反応(ツ反)検査 ・個人負担金 なし ・対象 結核予防法による ・3ヶ月～48ヶ月児1回	なし	両町の制度を継続する。
	BCG接種 ・個人負担金 なし ・対象 結核予防法によるツ反判定陰性者	BCG接種 ・個人負担金 なし ・対象 結核予防法によるツ反判定陰性者	なし	両町の制度を継続する。
	健康福祉課 結核予防法	福祉保健課 結核予防法		
	結核検診(レントゲン検診) ・対象;結核予防法により16歳以上 ・料金;無料 ・9～10月に各地区を巡回	結核検診(レントゲン検診) ・対象:結核予防法により16歳以上 ・料金;無料 ・6から7月に各地区を巡回	なし	両町の制度を継続する
(担当課) (根拠法令)	健康福祉課 鷲見 結核予防法	福祉保健課 結核予防法		
献血事業 (担当課) (根拠法令)	血液センターの実施計画により、全血(年5回)成分(年4回)献血を実施 献血者には、記念品支給。 全血300円/1人 成分500円/1人	血液センターの実施計画により、全血(年2回)成分(年3回)献血を実施 献血者には、記念品支給。 全血300円/1人 成分500円/1人	記念品が違う	記念品支給は継続 品目については新町で調整する。
	町民生活課 採血及び供血あっせん業務取締法	福祉保健課 採血及び供血あっせん業務取締法		
2.母子保健				
乳幼児健診	3歳児健診 ・スタッフ 医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、図書館司書 ・対象 3歳1ヶ月～3歳5ヶ月児 ・回数 3回/年 ・精密検査 全額町負担 ・未受診児の扱い4歳到達前まで ・フッ素塗布 同時実施 ・ブックスタートのフォロー(本の読み聞かせ)実施	3歳児健診(1歳6ヶ月児検診と同時開催) ・スタッフ 脳小医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師3人、栄養士他 ・対象 3歳1ヶ月～3歳3ヶ月児 ・回数 4回/年 ・精密検査 全額町負担 ・未受診児の扱い4歳到達前まで ・フッ素塗布 実施していない ・ブックスタートのフォロー(本の読み聞かせ)検討中	・スタッフが違う ・対象年齢・回数が違う 事業内容が違う ・フッ素塗布 西伯町 検診時にも実施 会見町 検診時にはしていない ・ブックスタートのフォロー 西伯町 実施 会見町 検討中	・スタッフは西伯町の例による。 ・対象・回数は会見町の例による。 ・フッ素塗布 西伯町の例による。 ・ブックスタートのフォロー 西伯町の例による。 1歳6ヶ月児検診とは、別に開催

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
	<p>1歳6ヶ月児健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ 医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、臨床心理士、管理栄養士、保健師、図書館司書 ・対象 1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児 ・回数 4回/年 ・精密検査 全額町負担 ・保護者の歯科検診 未実施 ・ブックスタートのフォロー(本の読み聞かせ) 実施 ・フッ素塗布 同時実施 	<p>1歳6ヶ月健診(3歳児健診と同時開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ 脳小医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師3人、栄養士他 ・対象 1歳6ヶ月～1歳9ヶ月児 ・回数 4回/年 ・精密検査 全額町負担 ・保護者の歯科検診 実施 ・ブックスタートのフォロー(本の読み聞かせ) 未実施 ・フッ素塗布 実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが違う <p>事業内容が違う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の歯科検診 西伯町 未実施 会見町 実施 ・フッ素塗布 西伯町 検診時にも実施 会見町 検診時にはしていない ・ブックスタートのフォロー 西伯町 実施 会見町 検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフは西伯町の例による。 ・保護者の歯科検診 会見町の例による。 ・フッ素塗布 西伯町の例による。 ・ブックスタートのフォロー 西伯町の例による。 3歳児検診とは別に開催する。
	<p>乳児健診(集団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ 医師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師、図書館司書、 ・対象 4、7、10、12ヶ月 ・回数 12回/年 ・精密検査 全額町負担 ・離乳食講習は別事業で開催 	<p>乳児健診(集団)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ 医師、歯科衛生士、栄養士、保健師 ・対象 2ヶ月～13ヶ月児 ・回数 6回/年 ・精密検査 全額町負担 ・離乳食講習も同時開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフが違う <ul style="list-style-type: none"> ・対象の選び方が違う。 西伯町は月齢のポイントで検診 会見町は対象月齢全員を検診 ・回数が違う ・離乳食講習のやり方が違う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフは西伯町の例による。 ・対象の選び方・回数 平成16年度は各町の例による。 平成17年度からは新町で調整する。 ・離乳食講習 西伯町の例による。
	<p>乳児健診(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 3ヶ月～4ヶ月児1回 9ヶ月～10ヶ月児1回 ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	<p>乳児健診(個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 3ヶ月～4ヶ月児1回 9ヶ月～10ヶ月児1回 ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 	なし	両町の制度を継続する。

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	5歳児健診 ・対象 5歳児(年中) ・スタッフ 脳神経小児科医、歯科医師、歯科衛生士、保育士、管理栄養士、保健師 ・回数 2回/年 ・個人負担なし	検討中	西伯町 実施 会見町 検討中	西伯町の例による。
	健康福祉課	福祉保健課		
	母子保健法	母子保健法		
妊婦健診 (担当課) (根拠法令)	・対象 妊娠前期(19週以前)1回 妊娠後期(20週以降)1回 多胎妊婦上記に加えて5回 ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 ・個人負担金なし	・対象 妊娠前期(19週以前)1回 妊娠後期(20週以降)1回 多胎妊婦上記に加えて5回 ・委託 各医療機関 ・委託料 医療機関契約額 ・個人負担金なし	なし	両町の制度を継続する
	健康福祉課	福祉保健課		
	母子保健法	母子保健法		
母子保健 指導 (担当課) (根拠法令)	パパママ教室(両親学級) ・対象 父母 ・回数 年3回(日曜日) ・スタッフ 助産婦師、歯科衛生士、虹色ポケット会員(また、パパママ教室の卒業生)、管理栄養士、保健師 ・場所 すこやか	実施していない	西伯町 実施 会見町 未実施	事業を継続する 内容は新町で検討する。 ただし将来的には検討の必要あり (理由)母親学級は各医療機関でも実施しており、対象となる妊婦も少ない 参加者も5/27(14年度実績)
	健康福祉課	福祉保健課		
	2歳児健康ひろば(15年度より2健から2相) ・対象 2歳3ヶ月~2歳6ヶ月児 ・スタッフ 心理判定員、保育士、管理栄養士、保健師、図書館司書 ・回数 4回/年	実施せず	すくすく親子教室と調整実施	事業を継続する。 ただし、内容は新町で検討する。 (他の事業と調整実施)

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	歯科検診・フッ素塗布 ・対象 1歳6ヶ月～保育所入所前 ・回数 年4回 ・スタッフ 歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師	歯科検診・フッ素塗布 ・対象 1歳6ヶ月～保育所入所前 ・年2回 スタッフ ・歯科衛生士3人、保健師2人、歯科医師他	実施回数の違い	<u>西伯町の例による。</u>
	いきいき子育て教室 ・対象 未就園児 ・回数 年10回 ・スタッフ 保健師、管理栄養士他	すくすく親子教室 ・対象 未就園児 ・回数 春と冬に1クール(4回) 計8回、 ・スタッフ 保健師、福祉保健課、教育委員会、 保育園、隣保館	スタッフが違う	<u>会見町の例による</u>
	健康福祉課	福祉保健課		
	離乳食講習会 ・対象 3～12ヵ月児 ・回数 年3回 ・スタッフ 管理栄養士、保健師	離乳食講習会(乳児検診と同時開催) ・対象 4～12ヶ月児 ・回数 年4回 ・スタッフ 保健師、栄養士	西伯町は単独事業、会見町は乳児検診とあわせて実施	<u>西伯町の例による</u>
実施していない (担当課) 健康福祉課 (根拠法令) 母子保健法	保育園・小学校・中学校連絡会 年2回実施 母子保健関係者会 年2回実施 福祉保健課 母子保健法	会見町 実施 西伯町 未実施	<u>会見町の例による</u>	
母子栄養食品助成等 (担当課) (根拠法令)	実施していない。 妊婦栄養食品支給事業 ・妊娠7ヶ月～産後2ヶ月の6ヶ月間 (現物給付) 福祉保健課	会見町 実施 西伯町 未実施	合併時に廃止(平成16年度から) (理由) ・アレルギー問題 ・妊婦に栄養不足はない。 (かえって栄養過多の傾向にある)	

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
3.地域保健				
食生活改善推進 (担当課) (根拠法令)	食生活推進事業 ・各研修会への派遣 ・町での再教育開催 料理講習 ・対象 一般町民 ・回数 10回 ・町補助金 なし ・会費 800円 ・会員 80人 食生活改善推進委員養成事業 ・毎年養成	食生活推進事業 ・各研修会への派遣 ・町での再教育開催 料理講習(各地区ごとで開催) ・対象 地区住民 ・回数 23回 ・町補助金 199,000円 ・会費 700円 ・会員 159人 食生活改善推進委員養成事業 ・西伯町と合同開催	組織の統一 食生活推進事業 なし 料理講習 開催の仕方が違う 町補助金 会見町 補助金あり 西伯町 補助金なし 年会費 会見町 700円 西伯町 800円 食改養成事業	平成17年度までに統一する。 食生活推進事業 両町の制度を継続する 料理講習 新町で調整する。 町補助金 会見町の例による 年会費 会員で決定する。 食改養成事業 西伯町の例による。
	健康福祉課	福祉保健課		
保健委員 (担当課) (根拠法令)	・人数 83人 1~3人/自治会 健康教育、健康診査等、保健衛生の推進普及に活動している 健康イベント協力 報償費 4,000円/集落割、130円/戸 個人に支給 自治会推薦 任期2年	・人数 22人 自治会に1人 健康教育、健康診査等、保健衛生の推進普及に活動している。 健康イベント協力 報償費 7,000円/人 個人に支給 自治会推薦 任期1年	報償費が違う。 自治会での選出人数が違う。	西伯町の例による
	健康福祉課	福祉保健課		
		健康増進推進協議会設置要綱 保健推進員設置要綱		
健康まつり、イベント (担当課) (根拠法令)	健康ウォーク 健康まつり	健康福祉まつり	まつり、イベントの調整	新町において調整する
	健康福祉課	福祉保健課		
4.老人保健				
健康手帳 (担当課)	健康手帳の交付 ・対象 ・40歳以上全住民(5年ごと) ・毎年40歳住民	健康手帳の交付 ・対象 ・40歳以上全住民(5年ごと) ・毎年40歳住民	なし	両町の制度を継続する。
	健康福祉課	福祉保健課		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
健康教育	一般教育 ・対象；いきいきサロン、老人クラブ・母子会など各種団体 (50回程度)	各地区で実施 検診結果説明会とあわせて実施。 22地区	実施方法・内容が違う。	新町において調整する。 (健診方法により教育方法を決定する) 16年度は各町で、17年度から統一する。
	個別健康教育 ・対象；健診受診者のうち高脂血症検査値に異常のあった方高脂血症の8名を対象 ・参加者；8名 ・6回(1シ-ズ6ヶ月)	個別健康教育 ・対象；高血糖 ・参加者；6名(14年度)	内容が違う	内容に関しては、両町共通の健康課題に対する内容を実施する。 16年度は各町で、17年度から統一する。
	集団健康教育(病態別健康教室)講演会 ・対象；町民全体(特に健診結果に異常のある方) ・内容；骨粗鬆症・高血圧・糖尿病・乳がん自己検診	集団健康教育(病態別健康教室) ・糖尿病食講習会(年1から2回) ・肩・腰・膝痛予防講習会(年3から4回)	内容・回数が違う。 年毎に内容・回数が変更になる。	新町で調整する。 16年度は各町で、17年度から統一する。
	集団健康教育(はつらつ運動教室) ・対象；町民全体(おおむね40歳以上) ・回数；2回/月 ・内容；3B体操	実施していない	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例による
	集団健康教育(若がえり健康講座) ・対象；おおむね40歳以上で介護サービスを利用していない方 ・回数；3回/月 (運動2回/月・物忘れ予防1回/月)	実施していない。	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例による
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
健康相談	生活習慣病健康相談 ・1回/月 ・12回(健康管理センターで実施) ・内容；生活習慣改善指導・助言	生活習慣病健康相談 ・自治会ごとに検診結果説明と健康相談を実施。 (21地区×2回) ・糖尿病相談 ブドウ糖負荷と診察	実施方法が違う 内容が違う。	会見町の例による 各地区で実施する。 健診方法により最終的な相談体制を決定する 16年度は各町で、17年度から統一する。
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	老人保健法	老人保険法		
健康診査 基本健康診査	基本健康診査(個別・集団) ・個人負担金 700円 (70歳以上、国保加入者無料) ・対象; 40歳以上 ・実施方法 集団 2箇所 個別 契約医療機関 ・委託 集団 保健事業団 個別 町内3医療機関	基本健康診査(集団) ・個人負担 なし ・対象 男女16歳以上 学校、職場検診のない方 ・実施方法 集団 地区巡回(21箇所) 個別 実施していない ・委託 集団 保健事業団 個別 なし	負担金が違う 対象年齢が違う 健診方法が違う	負担金; 無料 対象年齢; 会見町の例による 健診方法...個別&集団健診の 併用
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
胃がん検診	胃がん検診(個別・集団) ・個人負担金; 500円 (70歳以上、国保加入者無料) ・対象; 40歳以上 ・内容; 胃X線検査か胃内視鏡検査 ・実施方法 集団 1箇所 個別 契約医療機関 ・委託; 集団 保健事業団 個別 町内医療機関	胃がん検診(集団) ・個人負担金 800円 (70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料) ・対象 40歳以上 ・内容; 胃X線検査か胃内視鏡検査 ・実施方法 集団 2箇所で開催 個別 実施していない ・委託 集団 保健事業団 個別 実施していない	負担金が違う 検診方法が違う	負担金...負担金; 県基準の検 診費用の1割負担に決定する。 別紙 検診方法...個別&集団検診の 併用 無料の範囲 会見町の例によ る
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
子宮がん検診	子宮がん検診（頸部）（個別） ・個人負担金 集団 実施していない 個別 1000円 （70歳以上、国保加入者無料） ・対象 30歳以上女性 ・実施方法 集団 実施していない 個別 契約医療機関 ・委託；集団 実施していない 個別 西伯病院・米子市内12医療機関	子宮がん検診（頸部）（個別・集団）、 ・個人負担 集団 500円 個別 1,500円 （70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料） ・対象 30歳以上女性 ・実施方法 集団 2箇所で開催 個別 契約医療機関 ・委託 集団 保健事業団 個別 西伯病院	負担金が違う 検診方法が違う	負担金...負担金；県基準の検診費用の1割負担に決定する。 別紙 検診方法...個別＆集団検診の併用 無料の範囲 会見町の例による
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
子宮体部ガン検診	子宮体部ガン検診（必要に応じて） ・個人負担金 700円 （70歳以上、国保加入者無料） ・委託；西伯病院	子宮体部ガン検診（必要に応じて） ・個人負担金 700円 （70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料） ・委託；西伯病院	負担金が違う(無料の範囲) 検診方法が違う	負担金...負担金；県基準の検診費用の1割負担に決定する 別紙 検診方法...個別 無料の範囲 会見町の例による
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
乳がん、甲状腺がん検診	乳がん、甲状腺がん検診（個別） ・個人負担金 無料 ・対象 30歳以上 ・内容 視触診 マンモグラフィ （30～40歳は視触診のみ） （40歳以上は視触診＋マンモ（2年に1回 希望者のみ） ・実施方法 集団 実施していない 個別 契約医療機関 ・委託；集団 実施していない 個別 西伯病院	乳がん、甲状腺がん検診(個別・集団) ・個人負担 集団 200円 個別 600円 （70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料） ・対象 30歳以上 ・内容 視触診 ・実施方法 集団 2箇所で開催 個別 契約医療機関 ・委託 集団 保健事業団 個別 西伯病院	負担金が違う 内容が違う。 検診方法が違う	負担金...県基準の検診費用の1割負担に決定する（ただし、マンモ受診者にはプラス徴収） 別紙 内容...西伯町の例による。 検診方法...個別＆集団検診の併用 無料の範囲 会見町の例による。
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
大腸がん検診	大腸がん検診（個別・集団） ・個人負担金 300円 （70歳以上、国保加入者無料） ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 1箇所 個別 契約医療機関 ・委託；集団 保健事業団 個別 町内3医療機関	大腸がん検診（集団） ・個人負担金 300円 （70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料） ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 2箇所 個別 実施していない ・委託；集団 保健事業団 個別 実施していない	負担金が違う 検診方法が違う	負担金...負担金；県基準の検診費用の1割負担に決定する別紙 検診方法...個別＆集団検診の併用 無料の範囲 会見町の例による
（担当課）	健康福祉課	福祉保健課		
（根拠法令）	老人保健法	老人保健法		
肺がん検診	肺がん検診（集団）（結核検査と同時実施） ・個人負担金なし ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 70箇所 ・委託；集団 保健事業団	肺がん検診（集団）（結核検査と同時実施） ・個人負担金なし ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 22箇所 ・委託；集団 保健事業団	なし 結核検査と同時実施のため無料	両町の制度を継続する。
（担当課）	健康福祉課	福祉保健課		
（根拠法令）	老人保健法	老人保健法		
	喀痰検査 ・個人負担金 無料 ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 70箇所 ・委託；集団 保健事業団	喀痰検査 ・個人負担金 400円 （70歳以上、身障1,2級、非課税世帯は無料） ・対象 40歳以上 ・実施方法 集団 22箇所 ・委託；集団 保健事業団	負担金が違う	負担金...県基準の検診費用の1割負担に決定する 別紙 無料の範囲 会見町の例による
（担当課）	健康福祉課	福祉保健課		
（根拠法令）	老人保健法	老人保健法		
	人間ドック ・個人負担金 2,000円 ・対象；40歳以上国保加入者 ・委託医療機関 町内3医療機関	短期人間ドック ・個人負担金 4,000円 ・対象 国保加入者で35・40・45・50・55歳の希望者 国保加入者で30歳以上の前年無診療者の希望者 ・委託医療機関 西伯病院	負担金が違う 対象者が違う 委託医療機関がちがう	負担金...検診費用の1割負担に決定する。 別紙 対象...西伯町の例による 委託医療機関...合併時に町内医療機関すべてにする。
（担当課）	健康福祉課	町民生活課		
（根拠法令）	老人保健法	老人保健法		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	肝炎ウイルス検査(集団・個別)(基本検診と同日検査で実施) ・個人負担金 なし ・対象 年齢の節目の人 ・実施方法 集団 2箇所 個別 契約医療機関 ・委託先 集団 保健事業団 個別 町内3医療機関	肝炎ウイルス検査(集団・個別)(基本検診と同日検査で実施) ・個人負担金 なし ・対象 基本検診受診者で既往のない人 ・実施方法 集団 2箇所 個別 実施していない ・委託先 集団 保健事業団 個別 実施していない	対象者・検診方法が違う。	負担金...県基準の検診費用の1割負担に決定する。別紙対象...西伯町の例による検診方法...個別&集団検診の併用 無料の範囲 70歳以上の方、及び65歳以上で身障手帳1,2級の方、町民税が非課税の世帯の方
	健康福祉課	福祉保健課		
	老人保健法	老人保健法		
(担当課) (根拠法令)	実施していない。	腹部大動脈瘤検診 対象 男性のみ 55~69歳 ・対象 ・個人負担金なし	西伯町 未実施 会見町 実施	会見町の例による。 (現在は医大の研究のため無料であるが、将来は、有料でも実施する。)
		福祉保健課		
(担当課) (根拠法令)	脳ドック検診 ・個人負担金 2,000円 ・対象 40歳~59歳 ・委託医療機関 高島病院	実施していない。	西伯町 実施 会見町 未実施	負担金...県基準の検診費用の1割負担に決定する。別紙検診方法...西伯町の例による
	健康福祉課			
(根拠法令)	老人保健法			
医療 (担当課) (根拠法令)	老人医療 老人保健法による	老人医療 老人保健法による	なし	両町の制度を継続 (国の制度)
	町民生活課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
機能訓練	<p>機能訓練事業 機能訓練 A 型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 脳卒中後遺症で、疾病等がありにより機能回復の訓練を行なう必要のある方で必要な訓練を受けていない方。ステージの軽い方 ・目標 残存能力向上 日常生活能力向上 ・スタッフ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、管理栄養士、民生委員 ・回数 27回 ・個人負担金 なし <p>ことばの教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 ことばの障害のある方言語訓練、歩行訓練、作業訓練 ・スタッフ 言語療法士、管理栄養士、保健師 ・内容 グループワーク ・回数 12回 ・個人負担金 なし 	<p>機能訓練事業 機能訓練 A 型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 40歳以上で、疾病等により、心身の機能が低下している者 ・目標 残存能力向上 日常生活能力向上 ・スタッフ 保健師、理学療法士、他 ・回数 12回 ・個人負担金 食事代等実費 	<p>機能訓練 A 型 対象・スタッフ・内容・回数が違う。</p> <p>ことばの教室 西伯町 実施 会見町 未実施</p>	<p>機能訓練 A 型 西伯町の例による。</p> <p>ことばの教室 西伯町の例による。</p>
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)	老人保健法	老人保健法		
成人歯科保健	<p>高齢者歯科指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 機能訓練事業参加者等 ・スタッフ 歯科衛生士(保健所) 個人負担金なし 保健所が実施主体(希望町村で実施) 	<p>高齢者歯科指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 機能訓練事業参加者等 ・スタッフ 歯科衛生士(保健所) 個人負担金なし 保健所が実施主体(希望町村で実施) 	なし	両町の制度を継続する。
(担当課)	健康福祉課	福祉保健課		
(根拠法令)				
健康システム	<p>ケイズ</p> <p>健康福祉課</p>	<p>鳥取県情報センター</p> <p>福祉保健課</p>	システム統一	全体のIT整備の中で調整する。

検診個人負担金一覧

市町村	基本検診		胃がん検診		肺がん検診 (喀痰検査)	大腸がん		子宮がん	
	集団検診	医療機関	集団検診	医療機関	集団検診	集団検診	医療機関	医療機関(体部を含む)	集団検診
検診費用	6,300	9,487	4,725	11,521	3,842	1,890	4,616	6,989 (12,155)	3,750
西伯町	700	700	500	500	無料	300	300	1,000 (1,700)	—
会見町	無料		800		400	400		1,500 (2,200)	500
岸本町	無料		500		400	300		(900)	
日吉津村	無料	4,000			無料	無料			
米子市		3,000	1,100		900	400		(3,100)	
新町	無料	無料	500	1,000	400	300	300	700 (1,300)	400

市町村	乳がん		肝炎ウイルス検診		人間ドック	中3インフル エンザ予防 接種	脳ドック
	医療機関(マンモを含む)	集団検診	集団検診	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
検診費用	2,968 (5,048)	2,100	2,463	4,001	42,000	1000~3000	27,000
西伯町	無料	—	無料	無料	2,000	無料	2,000
会見町	600	200	無料		4,000		
岸本町	400		600		5,000		2,000
日吉津村					4,000		
米子市	800			1,200	5,500		
新町	300 (500)	300	400	400	4,000	300	3,000

基本検診は無料とする。

70歳以上の方、及び65歳以上で
身障手帳1,2級の方、町民税の非
課税世帯は無料
(人間ドック・脳ドックは除く)

負担は費用のおおむね1割を
原則としています。

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 特別医療業務）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
* 特別医療費助成制度	<p>身体障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 身障手帳1, 2級所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	<p>身体障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 身障手帳1, 2級所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	なし	両町の制度を継続する。 （県の制度）
	<p>知的障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 療育手帳A所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	<p>知的障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 療育手帳A所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	なし	両町の制度を継続する。 （県の制度）
	<p>精神障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	<p>精神障害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・助成額 医療保険の自己負担額全額を助成（県1/2・町1/2） 	なし	両町の制度を継続する。 （県の制度）
	<p>特定疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 20歳未満の慢性腎疾患・気管支喘息・慢性心疾患、16～20歳未満の内分泌疾患・糖尿病・先天性代謝異常、18～20歳未満の神経・筋疾患（1ヶ月以上の入院のみ） ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4回を限度）控除した額（入院給食費と薬剤費含む）を助成（県1/2・町1/2） 	<p>特定疾患</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 20歳未満の慢性腎疾患・気管支喘息・慢性心疾患、16～20歳未満の内分泌疾患・糖尿病・先天性代謝異常、18～20歳未満の神経・筋疾患（1ヶ月以上の入院のみ） ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4回を限度）控除した額（入院給食費と薬剤費含む）を助成（県1/2・町1/2） 	なし	両町の制度を継続する。 （県の制度）
	<p>ひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 母、祖母、姉、おば、父、祖父、兄、おじ、その他父母のない児童の養育者のうちで、18歳以上に達した年度末までの児童を扶養している者と、18歳以下の児童（所得制限あり） ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4回を限度）控除した額（入院給食費と薬剤費含む）を助成（県1/2・町1/2） 	<p>ひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 母、祖母、姉、おば、父、祖父、兄、おじ、その他父母のない児童の養育者のうちで、18歳以上に達した年度末までの児童を扶養している者と、18歳以下の児童（所得制限あり） ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金（入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4回を限度）控除した額（入院給食費と薬剤費含む）を助成（県1/2・町1/2） 	なし	両町の制度を継続する。 （県の制度）

(担当課) (根拠法令)	乳幼児 ・対象者 通院の場合 4才未満 入院の場合 小学校就学前児童 ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金 (入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4回 を限度)控除した額(入院給食費と薬剤費含む)を 助成(県1/2・町1/2)	乳幼児 ・対象者 通院の場合 4才未満 入院の場合 小学校就学前児童 ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金 (入院1日1,200円、通院1回530円1ヶ月4 回を限度)控除した額(入院給食費と薬剤費含む) を助成(県1/2・町1/2)	なし	両町の制度を継続する。 (県の制度)
	町民生活課 西伯町特別医療費助成条例	福祉保健課 会見町特別医療費助成条例		

2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 町独自医療費助成業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
障害者医療費助成制度 ・対象者 ア．身障手帳 3 級保持者 イ．療育手帳 B ウ．精神福祉手帳 2 級保持者 ・助成対象 医療費及び薬剤費 ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金〔入院 1 日 1,200 円、通院 1 回 530 円(1 医療機関につき 1 ヶ月 4 回を限度)を控除した額薬剤費を含む〕を助成 特別医療の範囲拡大 町民生活課 (担当課) (根拠法令)	西伯町障害者医療費助成制度 ・対象者 ア．身障手帳 3 級保持者 イ．療育手帳 B ウ．精神福祉手帳 2 級保持者 ・助成対象 医療費及び薬剤費 ・助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金〔入院 1 日 1,200 円、通院 1 回 530 円(1 医療機関につき 1 ヶ月 4 回を限度)を控除した額薬剤費を含む〕を助成 特別医療の範囲拡大 町民生活課 (担当課) (根拠法令)	会見町心身障害者医療費助成制度 ・対象者 ア．身障手帳 3,4 級保持者 イ．療育手帳 B ウ．精神福祉手帳 2 級保持者 ・助成対象 医療費及び薬剤費 ・助成額 (1) 知的障害 - 全額 (2) 身体障害 - 医療費から老人保健法第 28 条の規定により算出した一部負担金の額に相当する額を控除した額の 2 分の 1 (3) 精神障害 ・2 級 医療費から老人保健法第 28 条の規程により算出した一部負担金の額に相当する額を控除した額の 2 分の 1 歯科診療は除く 福祉保健課 会見町心身障害者医療費助成規則	・対象者が違う (4 級は会見町だけ対象) ・助成額・助成対象が違う (会見町は歯科は対象外)	町独自医療費助成業務については、平成 16 年度は各町の例により平成 17 年度から調整方針により統一する。 ・対象者 会見町の例による。 ・助成額・助成対象 西伯町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
ひとり親家庭等医療費助成制度	<p>西伯町母子家庭医療費助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 母、祖母、姉、おば、父、祖父、兄、おじ、その他父母のない児童の養育者のうちで、満18歳に到達した年度末までの児童を扶養しており、かつ児童扶養手当の所得限度までの所得の者と、18歳以下の児童 助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金〔入院1日1,200円、通院1回530円(1医療機関につき1ヶ月4回を限度)を控除した額(薬剤費を含む)〕を助成 	<p>会見町母子家庭医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 母子家庭における配偶者のいない女子及びその者が現に扶養している民法第725条第1号及び第3号に規定する親族(生活保護法、老人保健法、特別医療の該当者を除く) 助成額 医療費から老人保健法第28条の規定により算出した一部負担金の額に相当する額を控除した額 入院時の食事にかかる療養にかかる費用を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が違う 西伯町 養育者・子 会見町 母・扶養親族 助成額が違う 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者 西伯町の例による。 助成額 西伯町の例による。
(担当課)	町民生活課	福祉保健課		
(根拠法令)	西伯町母子家庭医療費助成条例及び同施行規則	会見町母子家庭医療費助成規則		
就学前小児医療費助成制度	<p>西伯町小児医療費助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成額 医療保険の自己負担額から一部負担金(通院1回530円1ヶ月4回を限度)を控除した額(薬剤費を含む)を助成 	なし	<p>西伯町 実施 会見町 未実施</p>	西伯町の例による。
(担当課)	町民生活課			
(根拠法令)	西伯町小児医療費助成条例及び同施行規則			

町独自医療ケース比較

通院(月2回)

制度名	対象者	町名	医療総額	3割負担額	町補助金	個人負担額
障害者医療費助成	身障手帳3級・療育手帳B・精神福祉手帳2級	西伯町	20,000	6,000	4,940	1,060
	身障手帳3・4級・精神福祉手帳2級	会見町	20,000	6,000	2,000	4,000
	療育手帳B	会見町	20,000	6,000	6,000	0
ひとり親家庭等医療費助成	養育者・子	西伯町	20,000	6,000	4,940	1,060
	母・扶養親族	会見町	20,000	6,000	4,000	2,000
就学前小児医療費助成	就学前児童(4歳以上)	西伯町	20,000	6,000	4,940	1,060

通院(月4回以上)

制度名	対象者	町名	医療総額	3割負担額	町補助金	個人負担額
障害者医療費助成	身障手帳3級・療育手帳B・精神福祉手帳2級	西伯町	20,000	6,000	3,880	2,120
	身障手帳3・4級・精神福祉手帳2級	会見町	20,000	6,000	2,000	4,000
	療育手帳B	会見町	20,000	6,000	6,000	0
ひとり親家庭等医療費助成	養育者・子	西伯町	20,000	6,000	3,880	2,120
	母・扶養親族	会見町	20,000	6,000	4,000	2,000
就学前小児医療費助成	就学前児童(4歳以上)	西伯町	20,000	6,000	3,880	2,120

入院(3日)

制度名	対象者	町名	医療総額	3割負担額	町補助金	個人負担額
障害者医療費助成	身障手帳3級・療育手帳B・精神福祉手帳2級	西伯町	60,000	18,000	14,400	3,600
	身障手帳3・4級・精神福祉手帳2級	会見町	60,000	18,000	6,000	12,000
	療育手帳B	会見町	60,000	18,000	18,000	0
ひとり親家庭等医療費助成	養育者・子	西伯町	60,000	18,000	14,400	3,600
	母・扶養親族	会見町	60,000	18,000	12,000	6,000
就学前小児医療費助成	就学前児童(4歳以上)	西伯町	-	-	-	-

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 児童福祉業務）

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学1年生から3年生までの低学年児童で希望者 ・開設日 学期中 月曜日～金曜日の午後1時30分 ～5時30分 第1、3土曜日の午前8時30分 ～5時30分 長期休業中(夏・冬・春休み) 月曜日～金曜日の午前8時30分 ～午後5時30分 日・祝祭日、小学校の休日、町が休日と定めた日、 また、長期休業中の8/13～8/16、12/29～1/3は休み。 ・利用料 学期中 なし 長期休業中 経費の1/3程度 ・おやつ代 月額 1,000円 ・傷害保険料(民間) 1人 724円(年間) ・指導員 5人(ローテーション:12人/1人) 障害者加配1名 ・クラブ数 1クラブ(西伯小学校区) ・開設場所 西伯町中央公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 小学1年生から4年生までの低学年児童で希望者 ・開設日 学期中 月曜日～金曜日でその児童が在籍する小学校の 終了後から午後6時まで 長期休業中(夏・冬・春休み) 月曜日～金曜日の午前8時～午後6時まで 日・祝祭日、小学校の休日、町が休日と定めた 日、また、長期休業中の8/12～8/16、12/29～1/4 は休み。 ・利用料 学期中 なし 長期休業中 なし ・おやつ代等 月額 2,000円 ・児童クラブ共済 保護者 3,600円 町 200円 ・指導員 5人(基本は2人) ・クラブ数 1クラブ(会見小・会見第2小学校区) ・開設場所 会見町環境改善センター 	<ul style="list-style-type: none"> 対象学年が違う 開設日が違う。 開設時間が違う。 長期休業中(夏・冬・春休み) 月曜日～金曜日の午前8時～午後6時まで 日・祝祭日、小学校の休日、町が休日と定めた 日、また、長期休業中の8/12～8/16、12/29～1/4 は休み。 利用料が違う(長期休業中) おやつ代が違う。 保険の種類負担が違う。 施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度は両町の制度を 継続する。平成17年度から以下 の調整方針で統一する。 ・対象者 西伯町の例による。 学期中 ・開設日 会見町の例による ・開設時間 会見町の例による。 ・土曜日の開設は地域の実情によ る。 長期休業中(夏・冬・春休み) 会見町の例による。 ・利用料・おやつ代 年間を通して徴収する。徴収額は 17年度までに決定する。 ・保険料 17年度までに決定す る。 ・指導員 県の基準を参考に17 年度までに決定 ・クラブ数 各小学校区単位で開 設(ただし当分の間会見第2小学 校は会見小学校区とする。) ・施設の確保 新たな施設の確保 は、児童館建設も含め新町で検討
(根拠法令)	西伯町ひまわり学級実施要綱	会見町放課後児童対策事業実施要綱		
(担当課)	教育委員会事務局 角田	町民生活課 野口		

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 児童福祉業務）

項目	現 況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
保育業務 保育所運営	<p>概況</p> <p>すみれ保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 120人(97人入所) ・開所時間 7:30~18:30 ・その他 <p>常勤職員・正職11人臨職2人</p> <p>つくし保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 120人(131人入所) ・開所 7:30~18:30 ・その他 <p>常勤職員・正職15人臨職4人</p>	<p>概況</p> <p>ひまわり保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 45人(52人入所) ・開所時間 7:30~18:00 ・その他 <p>常勤職員・正職4人臨職6人</p> <p>さくら保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 60人(73人入所) ・開所時間 7:30~18:00 ・その他 <p>常勤職員・正職6人臨職6人</p>	開所時間が違う。	<ul style="list-style-type: none"> ・開所時間 <p>16年度は、各町の制度をそれぞれ継続。</p> <p>17年度から西伯町の例による。</p>
土曜午後保育	<p>土曜午後保育実施(給食なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所時間 <p>7:30~18:30</p> <p>すみれ保育所 実施</p>	<p>土曜午後保育実施(給食なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所時間 <p>8:00~18:00</p> <p>さくら保育園 実施</p>	開所時間が違う。	<ul style="list-style-type: none"> ・開所時間 <p>16年度は、各町の制度をそれぞれ継続。</p> <p>17年度から西伯町の例による。</p>
乳児保育	<p>生後6ヶ月から受入</p> <p>つくし保育園 実施</p>	<p>生後6ヶ月から受入</p> <p>ひまわり保育園 実施</p>	なし	各町の制度を継続
特別保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流等事業 <p>すみれ保育所 実施</p> <p>つくし保育所 実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世代間交流等事業 <p>さくら保育所 実施</p> <p>ひまわり保育所 実施</p>	なし	両町の制度を継続する。
	<p>乳児保育促進事業</p> <p>つくし保育所 実施</p>	<p>対象者がいない(未実施)</p>		対象者があれば事業に取り組む。
	<p>保育サービス多様化促進事業(県)</p> <p>つくし保育所 実施</p>	<p>対象者がいない(未実施)</p>		対象者があれば事業に取り組む。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
保育料 (担当課) (根拠法令)	低年齢児受入保育所保育士特別配置事業(県) すみれ保育園 実施 つくし保育園 実施	対象者がいない(未実施)		対象者があれば事業に取り組む。
	・障害児保育実施 すみれ保育園 実施 つくし保育園 実施	・障害児保育実施 さくら保育園 実施 ひまわり保育園 実施	なし	両町の制度を継続する。
	子育て支援センター すみれ保育園で実施	実施していない。	西伯町 実施 会見町 未実施	西伯町の例による。 (さくら・ひまわりどちらかで実施を検討する。)
	・病児保育 米子市 社会福祉法人ショウトク福祉会ベアーズ ディサービスセンターへ委託	・病児保育 米子市 社会福祉法人ショウトク福祉会ベアーズ ディサービスセンターへ委託	なし	両町の制度を継続する。
	別紙	別紙	保育料が違う	・保育料 17年度から統一する。
	町民生活課 保育園 児童福祉法ほか	福祉保健課 児童福祉法ほか		
児童手当 (担当課) (根拠法令)	・支給対象 義務教育就学前の児童を養育している方(所得制限あり) ・支給額 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子 10,000円(月額)	・支給対象 義務教育就学前の児童を養育している方(所得制限あり) ・支給額 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子 10,000円(月額)	なし	両町の制度を継続する。 (国の制度)
子育て支援策				
出産祝い品	出生時に出産祝品を支給 1万円相当(品目は、年によって違う)	出生時に出産祝品を支給 3,500円相当(アルバム)		
絵本の配布 (担当課) (根拠法令)	絵本の配布 6ヶ月から3歳まで計20冊を配布 町民生活課 出産祝い品支給事業実施要綱	絵本の配布 6ヶ月から3歳まで計20冊を配布 福祉保健課		

平成15年度徴収金基準額表(保育料)

1

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
階層区分	定 義			
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0 0	0 0	
第2階層	第1階層及び第4～7階層を除き、市町村民税非課税世帯	8,500 8,500	5,700 5,700	
第3階層	前年度分の市町村民税の課税非課税の状況	18,500 18,500	15,600 15,600	
第4階層		64,000円未満 28,000 28,500	26,000 25,600	24,000 25,600
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその税額の区分が次の区分に該当する世帯	64,000円以上 160,000円未満 44,500 42,200	30,000 36,700	26,000 30,800
第6階層		160,000円以上 408,000円未満 49,000 55,000	31,000 36,700	26,000 30,800
第7階層		408,000円以上 60,000 60,000	33,000 36,700	26,500 30,800

上段：西伯町
下段：会見町

2人以上入所の場合の徴収金

同一世帯から2人以上の児童が入所されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄にあげる児童については、この表の規定に関わらず次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第2～第4階層に属する世帯	ア、最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額
	イ、ア以外の児童のうち最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5
	ウ、上記以外の児童	徴収基準額表×0.1
第5～第7階層に属する世帯	ア、最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額
	イ、ア以外の児童のうち最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5
	ウ、上記以外の児童	徴収基準額表×0.1
第3子以降の入所児童	入所児童が、その属する世帯の第3子以降の場合の保育料は上記に規定する保育料の3分の1の額とする。(ただし、4階層以下の世帯で同時に2人以上入所している場合は、対象児童を変更する。)	

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

2 町の施策の調整方針について (教育部会 図書館業務)

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1. 図書館 (室)	西伯町立図書館 ・ 敷地面積 590.86 m ² ・ 建築面積 483.23 m ² ・ 鉄筋コンクリート 二階建 ・ 平成 2 年 5 月 8 日開館 ・ 蔵書数 41,029 冊 ・ 予算 9,958,000 円 ・ 利用冊数 39,343 冊 (H14)	会見町公民館 (図書室) ・ 図書室 117.8 m ² ・ 蔵書数 12,300 冊 ・ 予算 912,000 円 ・ 利用冊数 4,262 冊 (H14)	・ 組織及び機能、運営方法 ・ 施設の整備、閲覧スペース及び閲覧室 (会見町) ・ 公民館から独立した図書館 (室) の設置 (会見町)	合併時に西伯町立図書館を本館、会見町公民館図書室を分室とする。 ・ 蔵書管理を一元化し、効率的な管理を行なう
(担当課)	図書館	公民館		
(根拠法令)	・ 図書館法 ・ 西伯町立図書館の設置及び管理に関する条例			
図書台帳管理	・ 蔵書、利用者、貸出しをシステムにより管理 ・ 利用者に図書カード (バーコード) を貸与	・ 蔵書をパソコンにより管理 ・ 図書室で貸出しの個人カード (紙) を管理		西伯町の例による
(根拠法令)				
貸出冊数	・ 個人 10 冊 ・ 団体 短期 (調べ学習等) 1,000 冊 長期 (半年 ~ 1 年) 1,000 冊	・ 個人 3 冊 ・ 団体 20 冊 (館長が必要と認める場合はそれ以上も)	・ 貸出対象の増加による冊数 (団体) の見直し	合併時に以下のとおりとする ・ 個人 10 冊 ・ 団体 1,000 冊を上限とする
(根拠法令)		・ 会見町立公民館規則第 11 条		
貸出期間	・ 個人 14 日間 ・ 団体 (短期) 調べ学習期間 (長期) 半年 ~ 1 年	・ 個人 5 日 ・ 団体 10 日		西伯町の例による
(根拠法令)		・ 会見町立公民館規則第 11 条		
利用者	・ 個人 限定なし ・ 団体 限定なし	・ 個人 町内在住者 ・ 団体 町内団体 ・ あじさい文庫 部落公民館等に 40 冊設置 (16 箇所)	・ 利用範囲の見直し	合併時に以下のとおりとする ・ 個人 限定なし ・ 団体 町内団体

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	・西伯町立図書館運営規則第6条			
職員体制	館長(教育長兼務) 正職員 1名 臨時職員 2名	臨時職員 1名 土日は警備員で対応		全体の組織・機構の協議の中で調整する
(根拠法令)	・西伯町立図書館の設置及び管理に関する条例			
開館時間	9:30～18:00(10:00～18:00)	8:30～17:00		各町の体制をそれぞれ引き継ぐ
(根拠法令)	・西伯町立図書館運営規則第3条	・会見町立公民館規則第8条		
休館日	年末年始 祝日 月曜 月末(図書整理日) 特別整理期間	年末年始 祝祭日		西伯町の例による
(根拠法令)	・西伯町立図書館運営規則第4条	・会見町立公民館規則第9条		
読書感想文の募集	該当なし	年1回実施(冬休み期間中) ・対象 町内小中学生 ・審査 教育委員会職員が実施 ・表彰状、記念品 12,000円(H15年度)	・西伯町では実施していない	会見町の例による
(根拠法令)				

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
ホームページ (根拠法令)	西伯町立図書館ホームページ ・ 地域インターネット事業で導入 ・ サーバメンテナンス等業者委託 ・ 内容 図書館の概要、利用方法、図書検索、新刊案内、購入雑誌・新聞一覧、掲示板 ・ アクセス数 約100/月(H14) ・ 更新 総務課、教育委員会 ホームページビルダーで作成 週1回(金曜日)蔵書の更新をサーバーで行なう	該当なし	・ 会見町なし	全体の IT 整備と合わせて検討する

産業経済部会・商工観光分科会

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
1. 商工振興 商工会育成	西伯町商工会育成 ・補助金 2,000千円 ・会員数 134人	会見町商工会育成 ・補助金 1,260千円/年 ・会員数 80人	同一の取り扱いであるが補助金額がちがう 商工会の合併	各町の制度を継続 17年度以降は商工会の動向に併せて新町で調整
	産業課 本田 西伯町補助金交付規則	産業課 田村 会見町補助金等交付規則		
中小企業小口融資	西伯町中小企業小口融資 預託額 10,000千円(融資枠70,800千円) 1.保証期間 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 5年以内(据置6ヶ月) 2.保証額 一業者 1,000万円以内 3.貸付利率 1.6% 4.金融機関 山陰合同銀行 鳥取銀行 米子信用金庫 5.再借入要件(申込基準) 現借入金の1/2以上の返済 6.新規事業者への融資(申込基準) 事業実績が6ヶ月以上 設備資金・運転資金 7.保証人 2人	会見町中小企業小口融資 預託額 4,000千円(融資枠24,000千円) 1.保証期間 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 5年以内(据置6ヶ月) 2.保証額 一業者 1,000万円以内 3.貸付利率 1.6% 4.金融機関 山陰合同銀行 鳥取銀行 5.再借入要件(申込基準) 現借入金の1/2以上返済 6.新規事業者への融資(申込基準) 設備資金のみ可 7.保証人(申込基準) ・融資額500万円以下 申込者と生計を別に する者1人以上。 ・融資額501万円以上 申込者と生計を別にし 融資額に相当する資産を有する者2名以上	同一の取り扱いであるが保証人及び金融機関、要綱基準がちがう	両町の融資枠を確保する 1、両町の制度を継続 2、両町の制度を継続 3、両町の制度を継続 4、西伯町の例による 5、両町の制度を継続 6、西伯町の例による 7、西伯町の例による
	産業課 本田 西伯町中小企業小口融資要綱	産業課 田村 会見町中小企業小口融資要綱		

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
同和地区中小企業融資	<p>西伯町同和地区中小企業小口融資 預託金 4,000千円 (融資枠28,800円)</p> <p>1.保証期間 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 6年以内(据置6ヶ月)</p> <p>2.保証額 一業者 800万円以内</p> <p>3.貸付利率 1.6%</p> <p>4.金融機関 山陰合同銀行</p> <p>5.再借入要件(申込基準) 現借入金の1/2以上返済</p> <p>6.新規事業者への融資(申込基準) 事業実績が6ヶ月以上 設備資金・運転資金</p> <p>7.保証人 2人</p>	<p>会見町同和地区中小企業特別融資 預託金 9,000千円 (融資枠54,000千円)</p> <p>1.保証期間 設備資金 7年以内(据置1年以内) 運転資金 6年以内(据置6ヶ月)</p> <p>2.保証額 一業者 1,000万円以内</p> <p>3.貸付利率 1.6%</p> <p>4.金融機関 山陰合同銀行 鳥取銀行</p> <p>5.再借入要件(申込基準) 現借入金の1/2以上返済</p> <p>6.新規事業者への融資(申込基準) 設備資金のみ可</p> <p>7.保証人 ・融資額500万円以下 申込者と生計を別に する者1人以上。 ・融資額501万円以上 申込者と生計を別にし 融資額に相当する資産を有する者2名以上</p>	<p>同一の取り扱いであるが保証人及び金融機関、要綱基準がちがう</p> <p>会見町は民生費</p>	<p>両町の融資枠を確保する</p> <p>1、両町の制度を継続</p> <p>2、会見町の例による</p> <p>3、両町の制度を継続</p> <p>4、会見町の例による</p> <p>5、両町の制度を継続</p> <p>6、西伯町の例による</p> <p>7、西伯町の例による</p>
	産業課 本田	産業課 田村		
	西伯町同和地区中小企業小口融資要綱	会見町同和地区中小企業特別融資要綱		
企業融資審査会	<p>企業融資審査会 企業融資を行う際の審査機関 構成員</p> <p>1、西伯町長又は助役及び職員 2、西伯町商工会会長 3、関係金融機関の代表者 4、鳥取県信用保証協会の代表者 5、同和小口については対象地区区長 報酬はなし</p>	<p>企業融資審査会 企業融資を行なう際の審査機関 構成員</p> <p>1、町長及び担当課長 2、商工会長 3、関係金融機関代表者 4、学識経験者(議会議長の場合が多い)</p> <p>報酬はなし</p>	<p>同一の取り扱いであるが構成員がちがう</p>	<p>西伯町の例による これに学識経験者を 加える</p>
	産業課 本田	産業課 田村		
	西伯町中小企業小口融資要綱 第6条	会見町中小企業小口融資要綱 第6条		
	西伯町同和地区中小企業小口融資要綱 第6条	会見町同和地区中小企業特別融資要綱 第6条		

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
製品販路作り支援	<p>製品販路作り支援 目的：西伯町の製品・農産加工品、加工技術の紹介・販路づくり・生産者研修及び観光振興 <事業内容> 1,製造業の各種商談会への出店要請 2,都市部への商品供給路の開拓 3,生産従事者の資質向上対策都市部に対し、西伯町の観光資源を紹介、普及する 商工会、参加企業により実施委員会を構成し、商工会が支援する経費の50%を町が支援する ・事業費 500千円</p> <p>産業課 本田</p>	当該事業なし	西伯町のみ実施	西伯町の例による
工場設置奨励	<p>西伯町工場設置奨励 ・目的 町内の資源開発、産業振興を図るため工場設置者に対し奨励金等を交付し産業育成を図る。 工場の新設又は増設部分について新たに固定資産税を課することとなった年度から3年間を限度として奨励金を交付する。 ・交付対象 設備資金 1千万円以上、従業員数 30人以上 ・奨励金補助率 当該年度の固定資産税額の、初年度 100分の100 2年目 100分の50 3年目 100分の30 ・事業費 5,490千円</p> <p>産業課 本田 西伯町工場設置奨励条例 西伯町工場設置奨励金交付規則</p>	<p>会見町工場設置奨励 ・目的 町内の資源開発、産業振興を図るため工場設置者に対し奨励金等を交付し産業育成を図る。 工場の新設又は増設部分について新たに固定資産税を課することとなった年度から3年間を限度として奨励金を交付する。 ・交付対象 設備資金 5百万円以上、従業員数 30人以上 ・奨励金補助率 固定資産税額の100分の100を3年間 ・現在該当なし</p> <p>産業課 田村 会見町工場設置奨励条例</p>	同一の取り扱いであるが、交付対象規模、補助率がちがう	西伯町の例による
プレミアム商品券発行	<p>プレミアム商品券発行 目的：住民福祉の観点からの生活者支援及び地元商店の経営支援を図る。 ・平成14年度 総発行額 1,000万円 ・500円券×11枚の商品券を5,000円にて販売(プレミアム10%) 購入限度額300千円/1人 その他詳細については別添資料による。 ・事業費 500千円</p> <p>産業課 本田</p>	当該事業なし	西伯町のみ実施	西伯町の例による

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
2、観光振興 観光協会育成	<p>西伯町観光協会育成 観光資源の開発と整備並びに宣伝による外客の誘致等を目的として設立された西伯町観光協会に対し、町より補助をおこなう。 西伯町観光協会 会則別添資料 ・城山さくら祭り 4月1日～4月15日 城山公園及び法勝寺河川敷の桜並木沿いにポンボリを設置し、観光客に桜を楽しんでもらう。 ・一式飾り 4月の第2土日 法勝寺自治会主催による一式飾りへの協力、交通規制標識(バリケード)の設置、役場トイレの提供、観光案内等 <観光協会構成員> ・理事 11名 監事 2名 会員 70名 事業費 560千円</p> <p>産業課 本田 西伯町観光協会会則</p>	<p>観光協会なし</p>	<p>西伯町のみ実施 観光協会の形態について調整が必要</p>	<p>新町で調整する</p>
公園・史跡管理	<p>公園維持管理委託 ・法勝寺川堤防桜病虫害駆除 450千円 (業者) ・緑水湖周辺除草、清掃 2,160千円 (業者) ・城山公園除草、母塚山公園除草 650千円 (業者) ・あご牛公園除草、賀祥公園除草 240千円 (あご牛活性化協議会、業者) 事業費 3,500千円</p> <p>産業課 本田</p>	<p>史跡管理作業支援 ・殿山古墳草刈作業 63千円 (三崎区老人会) ・越敷山山道草刈作業 63千円 (田住区老人会) ・小松城跡草刈作業 63千円 (金田区) ・天宮さん草刈作業 63千円 (御内谷区) 事業費 253千円 根拠:草刈作業謝礼 4地区×10人役×6,320円</p> <p>産業課 田村</p>	<p>管理の内容が違う</p>	<p>各町の制度を継続する</p>
緑水湖湖面利用施設管理	<p>緑水湖湖面利用施設管理委託 湖の持つレクリエーション機能を利用し観光振興を図るとともに広く地域住民の憩いの場を提供する。 手こぎボ - ト 6艇 足こぎボ - ト 15艇 受託者 財団法人西伯町地域振興会 収支状況 14年度 使用料 851,000円 委託金 991,160円</p>	<p>会見町該当なし</p>	<p>西伯町のみ実施</p>	<p>西伯町の例による</p>

		産業課 本田 緑水湖湖面利用施設の設置及び管理に関する 条例			
項 目	現 況		課 題	調整方針	
	西 伯 町	会 見 町			
広域観光等負担金	広域観光等負担金 ・県観光連盟負担 56千円 ・県観光キャンペーン 148千円 ・大山山麓リゾート推進協議会 90千円 ・日本さくらの会特別負担 5千円 ・空港内案内所負担 20千円 米子空港口ビーの観光パンフレット等の設置	広域観光等負担金 ・県観光連盟会費 44千円 ・県観光キャンペーン 114千円 ・大山山麓リゾート観光推進協議会 90千円 ・大山エリア広域観光キャンペーン 80千円 (実施事業は別添)	負担金の整理	各町の例による 17年度以降は新町で調整	
	産業課 本田				産業課 田村
出雲街道沿線市町村連絡会	当該事業なし	出雲街道沿線市町村連絡会 ・負担金 131千円 街道スタンプラリーの実施 スタンプを集めた方に、富有柿プレゼント 年1回総会 幹事会(随時) (参加市町村は別添)	会見町のみ実施	会見町の例による	
	産業課 田村				
ふるさとガイドの会		会見ふるさとガイドの会 町内の史跡の案内をするボランティアガイド 会員14人 町産業課に事務局を設置	会見町のみ実施	会見町の例による	
	産業課 田村				
3. 国内交流推進 ふらわーフレンドシップ事業	当該事業なし	ふらわーフレンドシップ事業 ・特産センター野の花を核とし、会見・溝口・岸本3町と宝塚市との交流 (H14~) ・事業費2,100千円。内3/5が市町村振興交付金 溝口と岸本から700千円づつの負担金を集め、会見が事務局となっている (事業内容は別添)	溝口町・岸本町・野の花との調整 市町村振興交付金が使えるのは16年度まで	会見町の例による 17年度以降は新町において調整	
	産業課 田村				
		鳥取県市町村振興交付金交付規則			

項目	現 況		課 題	調整方針
	西 伯 町	会 見 町		
ふるさと便	該当事業なし	ふるさと便 ・町内出身の県外在住者に対し、町広報、 県政だより、特産品情報等を、年4回送付 ・対象者 154名 ・事業費 メール宅配費25千円×4回 3, 6, 9, 12月送付	総務企画部会へ	
		産業課 田村		
関東・関西あ いみ会	企画課所管	関東・関西あいみ会 平成4年度発足の同郷人会 年一回の総会に町長が出席		
		産業課 田村(町長出席に関する用務は総務課)		